

# 後期高齢者医療制度の早期加入による 重度心身障害者医療費助成について（ご案内）

65歳から74歳で精神手帳2級の方は、後期高齢者医療制度を選択できます。後期高齢者医療制度を選択した場合、重度心身障害者医療費の助成内容が拡大されますが、新たに保険料負担が発生する場合や、保険料が上がる場合があります。加入の際には十分ご検討をお願いします。詳しくは保険年金課高齢者医療担当（市役所1階12番窓口）までお問い合わせください。

## 1 重度心身障害者医療費助成の対象者

原則として、65歳未満で精神保健福祉手帳2級を取得された方

## 2 助成の内容

### 国民健康保険、社会保険等の方

- ・自立支援医療（精神通院医療）の受給者証に記載された指定医療機関に支払う自己負担額



### 後期高齢医療保険の方

- ・医療機関に支払う保険診療分の自己負担額（ほかの医療費制度から支給される額を除く）
- ・入院時食事（生活）療養費標準負担額の半額

## 3 後期高齢医療制度に切り替える場合（65歳の誕生日から手続きをすることができます。）

①加入を希望される場合は、精神障害者保健福祉手帳とご加入の健康保険の資格確認書等をお持ちのうえ、保険年金課高齢者医療担当（市役所1階12番窓口）で申請をしてください。

※代理人が申請する場合、身分証明書（運転免許証や写真付きマイナンバーカード等）をお持ちください。

※代理人が別住所または別世帯の場合、委任状をお持ちいただくことで、窓口で資格確認書をお渡しします。

②後期高齢医療制度の資格確認書等をお持ちのうえ、障害福祉課障害者医療・手当担当（市役所2階4番窓口）で重度心身障害者医療費制度の申請をしてください。（申請をした日から重度心身障害者医療費助成の対象となります。）

[重度心身障害者医療費助成に関するお問い合わせ]

上尾市役所障害福祉課 障害者医療・手当担当

TEL 048-775-5123（直） FAX 048-776-8872

[後期高齢者医療費制度に関するお問い合わせ]

上尾市役所保険年金課 高齢者医療担当

TEL 048-775-5125（直） FAX 048-775-9827